

第18号議案

一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について

一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年3月21日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条により本案を提出します。

一宮市立小中学校 学校運営協議会を設置する学校の指定について

1 平成29年度 再指定学校（28校）

一宮市立宮西小学校	一宮市立貴船小学校	一宮市立末広小学校
一宮市立神山小学校	一宮市立大志小学校	一宮市立向山小学校
一宮市立浅野小学校	一宮市立富士小学校	一宮市立西成小学校
一宮市立瀬部小学校	一宮市立丹陽小学校	一宮市立丹陽西小学校
一宮市立丹陽南小学校	一宮市立浅井南小学校	一宮市立浅井北小学校
一宮市立浅井中小学校	一宮市立今伊勢小学校	一宮市立今伊勢西小学校
一宮市立奥小学校		

（小学校…19校）

一宮市立北部中学校	一宮市立中部中学校	一宮市立南部中学校
一宮市立西成中学校	一宮市立浅井中学校	一宮市立北方中学校
一宮市立今伊勢中学校	一宮市立奥中学校	一宮市立尾西第三中学校

（中学校…9校）

2 指定期間

平成29年4月1日～平成32年3月31日（2年間）

<参考資料>

1 平成30年度 再指定学校（33校）

一宮市立葉栗小学校	一宮市立葉栗北小学校	一宮市立北方小学校
一宮市立大和西小学校	一宮市立大和東小学校	一宮市立中島小学校
一宮市立萩原小学校	一宮市立千秋小学校	一宮市立千秋南小学校
一宮市立千秋東小学校	一宮市立赤見小学校	一宮市立西成東小学校
一宮市立大和南小学校	一宮市立起小学校	一宮市立三条小学校
一宮市立大徳小学校	一宮市立朝日東小学校	一宮市立朝日西小学校
一宮市立小信中島小学校	一宮市立開明小学校	一宮市立黒田小学校
一宮市立木曽川西小学校	一宮市立木曽川東小学校	

（小学校…23校）

一宮市立葉栗中学校	一宮市立丹陽中学校	一宮市立大和中学校
一宮市立萩原中学校	一宮市立千秋中学校	一宮市立西成東部中学校
一宮市立大和南中学校	一宮市立尾西第一中学校	一宮市立尾西第二中学校
一宮市立木曽川中学校		

（中学校…10校）

2 指定期間

平成30年4月1日～平成32年3月31日（2年間）

○一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日

教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 指定の期間は、2 年とし、再指定をすることができる。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置校の所在する地域の住民(第 10 条において「地域の住民」という。)
- (2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第 10 条において「保護者」という。)
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
- 4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
- 5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

- 第 6 条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

- 第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、条例で定める。

(基本方針等の承認)

- 第 8 条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。
- (1) 教育目標及び経営方針
 - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
 - (3) 予算の執行計画
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項
- 2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

- 第 9 条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。
- 2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前 2 項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

- 第 10 条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報発信)

- 第 11 条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

- 第 12 条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

- 第 13 条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第 14 条 協議会に、会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 15 条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第 16 条 法第 47 条の 5 第 7 項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならぬ場合は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
 - (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
 - (3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

第 17 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第 18 条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第19号議案

一宮市社会教育指導員の任命について

一宮市社会教育指導員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年3月21日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市社会教育指導員設置規則第4条及び第7条により、本案を提出します。

1. 任命候補者

氏名	性別	備考	新任 再任
倉兼 清子	女	元小学校長	再

2. 任命期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

<参考>

○一宮市社会教育指導員設置規則

昭和 48 年 3 月 31 日
教委規則第 2 号

(目的および設置)

第 1 条 この規則は、市民の学習意欲を啓発し有効な社会教育活動を推進するため、一宮市教育委員会(以下「委員会」という。)に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、非常勤とする。

(職務)

第 2 条 指導員は、社会教育主事とともに、社会教育活動に必要な直接指導および学習相談並びに社会教育関係団体の育成等の事務に従事する。

(欠格事項)

第 3 条 次の各号の一に該当する者は、指導員となることができない。

- (1) 成年被後見人および被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(平 12 教委規則 1・一部改正)

(任命)

第 4 条 指導員は、次の各号の一に該当する者のうちから委員会が任命する。

- (1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習を受講する資格を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会教育に関する学識経験を有する者

(服務)

第 5 条 指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 指導員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(免職)

第 6 条 指導員が、次の各号の一に該当する場合は、その職を免ずる。

- (1) 自己の都合により解任を申し出たとき。
- (2) 指導員として、ふさわしくない行為があったとき。
- (3) その他委員会において設置の必要がなくなったとき。

(任期)

第 7 条 指導員の在任期間は、1 年とする。ただし、再任することができる。

(報酬および費用弁償の額等)

第 8 条 指導員の報酬および費用弁償の額並びにその支給方法は、一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年一宮市条例第 32 号)の定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 2 月 2 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

第20号議案

一宮市公民館長の委嘱について

一宮市公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年3月21日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市公民館長 委嘱候補者

地区名	氏名	性別	新任 再任
宮西	もり 森 雅昭	男	新
貴船	ひよし 日吉 興一	男	再
神山	ひおか 日置 雅夫	男	新
大志	いとう 伊藤 孝司	男	再
向山	たかの 高野 悅子	女	再
富士	ふたまな 三俣 勝美	男	新
葉栗	もりしま 森島 伸夫	男	再
西成	せきど 関戸 進	男	再
丹陽	いわた 岩田 禮仁	男	新
浅井	あさおり 綾織 孝司	男	新
北方	いわた 岩田 常夫	男	再
大和	もりかわ 森川 昌樹	男	再
今伊勢	のだ 野田 満男	男	再
奥	いまえだ 今枝 秀之	男	再
萩原	やまとら 山口 三千治	男	再
千秋	はせがわ 長谷川 武	男	再
起	あべ 阿部 博武	男	再
小信中島	しづた 二上 幸二	男	新
三条	いわた 岩田 信夫	男	新
大徳	むらせ 村瀬 勝美	男	再
朝日	こつか 小塙 俊博	男	新
開明	ひだもと 杉本 肇	男	再
木曾川	おがわ 小河 元男	男	新

2. 委嘱期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

○社会教育法

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

○一宮市公民館設置及び管理に関する条例

第2条 公民館には館長、主事その他必要な職員を置く。

第21号議案

一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について

一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年3月21日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第2項の規定に基づく欠員補充のため、スポーツ基本法第32条第1項の規定及び一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定により本案を提出します。

1. 一宮市スポーツ推進委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成29年3月31日)

氏名	性別	備考
小杉 美代子	女	平成29年1月5日付 で辞任届が提出された ため

2. 一宮市スポーツ推進委員 委嘱候補者

氏名	性別	備考	新任 再任
小林 昌樹	男		新

3. 委嘱期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日

*一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定に基づく前任者の残任期間

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（条文）【抜粋】

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

附則

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○一宮市スポーツ推進委員に関する規則【抜粋】

昭和37年2月20日
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則4・一部改正)

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、一宮市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(平23教委規則4・一部改正)

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、117名以内とする。

(平17教委規則27・平22教委規則6・平23教委規則4・一部改正)

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解雇することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

1. 一宮市スポーツ推進委員（西成連区）
 (平成29年3月21日現在)

NO.	氏名	性別
1	おおもり けいすけ 大森 啓介	男
2	やまぐち くみこ 山口 久美子	女
3	みやなぎ まなぶ 三柳 學	男
4	はっとり まさかつ 服部 正勝	男
5	かわで みどり 川出 緑	女
6	にしむら よしじ 西村 嘉二	男
7	わしば とみな 鷲津 富夫	男
8	なすの えつこ 那須野 恵津子	女
9	あんざい つよし 安齋 剛志	男
10	こすぎ みよこ 小杉 美代子	女

1. 一宮市スポーツ推進委員（西成連区）
 (平成29年4月1日以降)

NO.	氏名	性別
10	こばやし まさき 小林 昌樹	男

第22号議案

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成29年3月21日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適當と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適當と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
49	いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会 会長 なかの 中野まさやす 正康	「いちのみやリバーサイドフェスティバルを描こう」写生画コンクール	・いちのみやリバーサイドフェスティバル会場内の写生画コンクール。 ・7月上旬に表彰式予定。 ・幼稚園児、保育園児、小中学生約150名	5月3日(祝・水) ～ 5月5日(祝・金) 9時30分～ 17時	国営木曽三川公園三派川地区センター(138タワーパーク)	無料	(1) (6)
50	TOSS瑞穂代表 おぎの 荻野たかみ 珠美	第5回TOSS全国1000会場教え方セミナーin稲沢 準備が軒先!1年間、学級を安定させる教師力講座	・安定した学級経営をするための準備や、年間を通して使える授業技術について、講座形式で紹介する。 ・参加者:教職員・大学生50名	3月31日(金) 15時～20時	稲沢勤労福祉会館	有料 1,000円	(6)
51	TOSS瑞穂代表 おぎの 荻野たかみ 珠美	第5回TOSS全国1000会場教え方セミナーin一宮 子どもたちのやる気をスイッチオン!学級経営・授業作りレベルアップ講座	・特別な支援を要する子への対応の仕方や、子どものほめ方教材教具の使い方を講座形式で紹介する。 ・参加者:教職員・大学生30名	4月9日(日) 14時～16時	一宮市民活動支援センター会議室	有料 1,000円	(6)
52	一宮市消防本部 消防長 ごとう 後藤やすお 保夫	第17回中学生と消防音楽隊のふれあいコンサート	・中学生と消防音楽隊による音楽演奏 ・参加者約200名 ・観覧者1000名	7月2日(日) 13時30分～ 15時45分	一宮市民会館	無料	(1) (6)
53	一宮市本町商店街 会長 あんどう 安藤げんじ 元二	第22回本町鯉のぼりフェスティバル・写生大会	・鯉のぼり写生大会 ・小学生、園児対象 ・入賞作品は4月19日～5月7日まで本町商店街に展示 ・参加人員400名	4月15日(土)～ 4月16日(日)	本町通1丁目～4丁目商店街振興組合内	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
54	公益社団法人 一宮青年会議所 理事長 服部 良太 <small>はつどり りょうた</small>	5月公開例会 親が学べば子供も変わる!! ～サカイクメソッドで 親子チャレンジ～	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ体験を通して、地域の大人が尊く力を学び、子供たちの癡表となることで「生きる力」を育む。 ・参加者：100名 一宮市内1年生～4年生の小学生親子 	5月20日(土) 13時～ 16時30分	一宮市総合体育館	有料 3,000円	(4) (6)
55	株式会社アイ・シー 常務取締役 瀬古 駿司 <small>せこ しゅんじ</small>	小学校紹介番組名「校歌齊唱」14分番組	・学校の教育理念、理想校風などが盛り込まれた「校歌」を記録し、地域社会に伝えていく事で、地域の関心つながりを大切に感じてもらえる番組を制作する。	4月1日(土)～ 平成30年3月 31日(土)	各小学校	無料	(5)イ (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
79	江南サマージャズフェスティバル実行委員会 代表 <small>たけむら ふみひろ 竹村 文穎</small>	第11回江南サマージャズフェスティバル2017	江南市や江南市近郊で活動しているアマチュアバンドによるジャズ演奏会	8月6日(日)	江南市民文化会館	有料 1,000円	(6)
80	公益社団法人 一宮法人会 会長 <small>もり かつひこ 森 克彦</small>	公益社団法人一宮法人会 女性部会 創立30周年記念コンサート	マリンバ&パーカッションアンサンブルによるコンサート	7月15日(土)	名古屋文理大学文化フォーラム	無料	(4)
81	千秋“桜守ワーク”的会 代表 <small>さかもと よしみ 坂本 吉三</small>	桜守ワーク	愛知県一宮総合運動場内の清掃活動	3月26日(日)	愛知県一宮総合運動場	無料	(6)
82	特定非営利活動法人 日本語検定委員会 理事長 <small>かじた えいいち 梶田 敏一</small>	平成29年度 第1回日本語検定	日本語検定の検定試験 (1級～7級)	6月10日(土)	尾西信用金庫 事務センター 他 全国一般会場	有料 1,300円 ～ 6,000円	(4) (6)
83	特定非営利活動法人 日本語検定委員会 理事長 <small>かじた えいいち 梶田 敏一</small>	平成29年度 第2回日本語検定	日本語検定の検定試験 (1級～7級)	11月11日(土)	i-Bizle他 全国一般会場	有料 1,300円 ～ 6,000円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
84	家庭倫理の会一宮市 会長 <small>おおしま はるみ</small> 大島 春美	子育てセミナー	「和やかな家庭づくり」 をテーマとしたセミナ ー	5月18日(木) 6月15日(木)	一宮市民会館	有料 200円	(6)
85	かやの木芸術舞踊学 園 学園長 <small>きはら はじめ</small> 木原 創	かやの木芸術舞踊 学園第47回発表会	モダンバレエの発表会	6月11日(日)	小牧市市民会 館	無料	(6)
86	一般財団法人 言語 交流研究所 ヒッポファミリークラブ 代表理事 <small>すずき けんし</small> 鈴木 堅史	教育講演会「7ヵ国 語で話そう。」	赤ちゃんの母語習得の プロセスや、長年の多 言語活動に基づく講演 会	6月6日(火) 6月7日(水) 6月11日(日)	iビル	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
59	特定非営利活動法人アズワン 理事長 かなもりかずひろ 金森和宏	2017 夏アズワンワ ンダースクール サマー・キャンプ 自然体験教室	小・中学生を対象に野外体験学習を通して、子どもたちが「大自然の中、のびのびと遊びながら学び 学びながら遊ぶこと」により、ふれあいを通して豊かな人間性を育むことを目的に開催 全12コース	7月21日(金) ~ 8月30日(水)	①福井県若狭町②長野県阿南町③愛知県美浜町④福井県大野市⑤滋賀県竜王町⑥静岡県浜松市⑦岐阜県高山市⑧富山県滑川市⑨⑩⑪岐阜県郡上市⑫静岡県富士市⑬大阪府貝塚市	①②④⑤ ⑥ 33,800円 ③⑨ 23,800円 ⑦⑩⑫ 34,800円 ⑧⑬ 35,800円 ⑩ 32,800円	(4) (6)
60	尾張剣道連盟 会長 うちだたけお 内田武夫	第53回尾張中学校 剣道大会	尾張地区中学校の男女剣道部による団体トーナメント戦	5月27日(土)	一宮市総合体育館	無料	(6)
61	一宮ソフトテニス 協会 理事長 ほんだみねお 本田峰雄 (主催) 愛知県ソフトテニ ス連盟一宮支部	第27回 西尾張ジュニア ソフトテニス 研修大会	3ペアで1チームを編成。予選リーグ後、決勝トーナメント	3月28日(火)	一宮市 テニス場	1チーム 3,000円	(3) (6)
62	一般社団法人 日女子プロ野球 機構 代表理事 ひこそうとうかひろ 彦惣高広	日本女子プロ野球 リーグ 2017 ヴィクトリア シリーズ	女子プロ野球チームによるリーグ戦。 女子硬式野球の普及と発展。 地域野球少年少女の野球教育。	4月24日(月) 25日(火) 6月7日(水) 8日(木)	平島公園 野球場	一般 1,500円 学生 700円 中学生 以下無料	(4)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
63	愛知県一宮総合運動場場長 青山徳彦 あおやまのりひこ	第35回愛知県一宮総合運動場選抜ゲートボール大会	一宮ゲートボール協会選抜36チームで3チームによる予選リーグ、リーグ戦1位チームによる決勝トーナメント戦	4月10日(月)	いちい信金スポーツセンターゲートボール場	1チーム 1,500円	(4) (6)
64	(主催)公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	第25回愛知県一宮総合運動場早起き軟式野球大会	予選は6チームによるブロック別リーグ戦、各ブロック1位4チームによる決勝トーナメント戦	4月9日(日) から毎週日曜日	いちい信金スポーツセンター野球場	1チーム 20,000円	(4) (6)
65	一宮市バレー ボール協会 会長 加藤一代 かとうかずよ	一宮市(一宮地区・尾西地区) 小学生バレー ボールクラブ	一宮地区の小学生新1年生～新6年生の男女を対象にバレーボールの教室、指導者講習会、交流会を開催する。 尾西地区の小学生新2年生～新5年生の男女を対象にバレーボール教室を開催する。	5月6日(土) ～平成30年 3月24日(土) (毎週土曜日)	(一宮地区) 市内各小学校 屋内運動場 (尾西地区) 起小学校屋内 運動場	年会費 1人 4,000円 (一宮地区) 1人 5,000円 (尾西地区)	(3) (6)
66	特定非営利活動法人大心館 理事長 竹畑友二 たけはたともじ	一宮少年少女 空手道大会	幼稚園・保育園、小中学生、高校生、大学生、一般を対象に学年、年齢、男女別にクラス分けをし、個人戦のトーナメント方式。	6月4日(日)	一宮市総合 体育館	1人 5,000円	(4) (6)
67	一宮市家庭婦人 バレーボール連 絡協議会 会長 大窪文子 おおくぼふみこ	健康と体力づくり 第43回ママさんバ レーボール大会	市内在住の家庭婦人を対象に変則リーグ戦による家庭婦人バレーボール大会	5月7日(日) 5月21日(日)	神山小学校 中部中学校 体育馆	1チーム 2,000円	(3) (6)